

業務仕様書（案）

1 委託業務の名称

R 5 交流－3号 農山漁村地域づくり・地域暮らし体験支援業務

2 業務目的

本業務は、高齢化や人口減少が急速に進行している農山漁村地域において、地域を支える人材の確保・育成と地域コミュニティの維持・活性化を図るため、地域と地域を支援する多様な主体との交流を通じた課題解決に向けた取り組みに対する支援及びより深い地域との関わりに繋がる地域滞在型交流の促進へ向けた支援を通じて、農山漁村に多様な形で関わる関係人口の創出や拡大を図ることを目的としている。

3 業務期間

契約締結の日から令和6年3月8日まで

4 業務内容

(1) 地域づくり支援業務

本業務では、県内で都市農村交流に取り組む地域団体等を2地域選定し、企業や大学等の外部人材と選定した地域とが協力して行う、地域の交流促進に向けた受入体制づくりを支援するもの。

また、継続した取り組みになるよう、支援にあたっては、支援対象に対して丁寧なヒアリング等の意向調査を行い、地域の現状等の把握から整理・分析、方策検討、計画検討、先進地視察等の具体的支援、フォローアップまでを行うこと。

イ 対象地域

本業務の対象地域は2地域とし、下記のとおり1地域は角田市豊室地域を想定している。もう1地域については、受注者において提案すること。

委託契約締結後、提案内容及び発注者があらかじめ行う地域や関係部署等のヒアリング調査の結果をもとに発注者と協議の上で地域の選定を行う。なお協議により支援対象となり得る地域が選定できない場合は、対象地域を1地域とする。

想定する対象地域	地域の現状	地域資源
角田市豊室	・角田市産梨の知名度が低い ・梨農家の後継者不足 ・地域間交流の低下	梨、梅

※提案地域	-	(例) 果樹、野菜、花、自然景観、地域特産物
-------	---	------------------------

なお、提案にあたっては、次のことに留意すること。

- (イ) 宮城県内の中山間地域（農林統計上の地域類型、中間農業地域と山間農業地域）または過疎地域である集落（または複数集落でも可）であること。
- (ロ) 地域資源を活用して外部人材と交流を行うことで、継続した交流促進に向けた受入れ体制づくりにつながる内容であること。

ロ 外部人材

地域と交流する外部人材※は、角田市豊室地域は発注者が選定する者とし、他の地域は、地域の現状を踏まえて、適した外部人材を受注者が提案し、発注者が選定する。※大学生や企業、NPO 法人等を想定。

ハ 内容

本業務は、3年間継続して同地域を支援する予定としていることから、3年間の計画を立てたうえで、次の内容を効果的に実施するもの。なお、2年目、3年目については、当該年度の予算が成立した場合に実施するものであり、本企画提案により決定した受託候補者との契約の継続を約束するものではない。

想定する3年間の地域における事業達成イメージ

	内 容
1年目	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に適した外部人材とのマッチングにより、活動を通じて関係性を構築した。 ・先進地視察等を通じて、地域の目指す目標イメージを具体化し、地域の長期的な目標と、目標の実現に向けた事業2年目、3年目の短期的な目標を立て、これに向けた計画及びスケジュールを作成した。 ・作成した計画を地域全体へ向け発信した。
2年目	<ul style="list-style-type: none"> ・交流イベント等を1つ企画し、実施することで、地域外との交流を促進するとともに、受入れ体制づくりのため、地域内の仲間づくりが出来た。
3年目	<ul style="list-style-type: none"> ・継続した交流ができる受入れ体制を構築し、交流イベント等を企画し、実施することができた。

(イ) 事前調査

対象地域に対して円滑な支援ができるよう、各地域の地理的要素や歴史的要素、集落人口の推移や産業構造などの基礎情報について、文献などをもとに事前

調査を行う。

(ロ) 意向調査

支援対象の地域団体等に対し、地域の現状や抱えている悩み、これまでの取り組みの経緯、今後のありたい姿などについて、担当者等から丁寧にヒアリング等による意向調査を行うこと。意向調査に当たっては、支援対象の希望を的確に捉え、その後の支援がスムーズに行えるようにヒアリングシート等（任意様式）を準備し、調査結果をとりまとめて発注者に共有すること。

(ハ) 地域の交流促進、継続した受入れ体制づくりに向けた方策の検討

上記（ロ）の意向調査の結果から、支援対象地域の現状やこれまでの取り組みの経緯等を整理・分析し、支援対象及び発注者に説明・共有すること。

また、地域の交流促進、継続した受入れ体制づくりに向けた方策を検討するため、ワークショップの開催など、効果的な方法を提案し各地域 1 回以上実施すること。

なお、既に外部人材を選定した地域においては、外部人材による地域外からの客観的な視点を踏まえた検討となるよう配慮すること。外部人材の選定が済んでいない地域については、地域に適した外部人材を提案し、マッチングに向けた支援を行うこと。

(ニ) 計画検討に向けた支援

地域の交流促進、継続した受入れ体制づくりに向けた、具体的な計画及びスケジュールを作成するため、ワークショップの開催など、効果的な方法を提案し各地域 2 回以上実施すること。なお、計画及びスケジュールの作成にあたっては、長期目標及び長期目標の達成に向けた事業 2 年目、3 年目の短期目標を立てたうえで作成すること。

(ホ) 交流促進、継続した受入れ体制づくりに向けた支援

上記（ニ）で作成した計画及びスケジュールに基づき、支援対象が必要とする支援を先進地視察、研修会の開催、他地域の先進事例紹介等の具体的手法として提案し、支援対象の希望に沿って各地域 1 回以上実施すること。また、視察や研修等で学んだ事例について、地域への落とし込みが可能か、ワークショップ等を各地域 1 回以上通じて検討すること。

なお、実施にあたっては、必要に応じて会場の確保、講師の派遣、移動手段の確保等の各種調整を行うこと。

(ヘ) フォローアップの実施

上記（イ）～（ホ）の内容を踏まえ、3年間の支援で地域団体等が自主的、継続的に活動できる体制となるよう、単年度ごとにフォローアップ（本業務における支援内容の振り返り、受入体制づくりに向けた重要ポイントの整理、今後想定される課題の洗い出し等）を行い、次年度の活動へつなげていくものとする。

（ト）活動報告の作成

支援対象の各地域へ本業務で実施した活動内容を周知するため、上記（イ）～（へ）の内容をまとめた活動報告を作成すること。活動報告は、PDF データ及び、PowerPoint データまたは Word データとし、業務完了日までに納品すること。また、作成した活動報告は、各地域に配布すること。

（2）地域くらし体験業務

本業務では、県内で都市農村交流に取り組む地域団体等を2地域選定し、従来の数日間の短期滞在型交流から、新たに1か月程度の中長期型滞在交流を行うことで、より深い地域との関係性の構築に向けた地域滞在型交流を促進するため、地域資源を活用した体験プログラムの作成及びプログラムの実施に向けた受入れ体制づくり並びにプログラム参加者の募集を実施するもの。

また、継続的な取り組みになるよう、支援にあたっては、支援対象に対して丁寧なヒアリング等の意向調査を行い、地域資源の抽出・整理・分析、体験プログラムの企画支援、計画検討、研修会等の具体的支援、プログラムの管理運営に必要なフォローアップを行うこと。

イ 対象地域

本業務の対象地域は2地域とし、受注者において提案すること。提案にあたっては、それぞれの地域において想定される体験プログラムも提案すること。

委託契約締結後、提案内容及び発注者があらかじめ行う地域や関係部署等のヒアリング調査の結果をもとに発注者と協議の上で地区の選定を行う。また、協議により支援対象となり得る地区が選定できない場合は、対象地区を1地区とする。

なお、提案にあたっては、次のことに留意すること。

（イ）県内の2地域（1地域は栗原市内とする）を提案すること。

（ロ）提案地区は、中山間地域（農林統計上の地域類型、中間農業地域と山間農業地域）または過疎地域とすること。また、既存の体験プログラム（地区を管轄する市町村が実施している等）が存在している地域であること。

具体的には、移住・定住に関わる交流プログラム、都市農村交流やグリーンツーリズム、農作業体験等の受け入れしたことがある地域を想定している。

（ハ）体験プログラムは1週間から1か月程度の期間とし、地区における地域資源

(人材・物・なりわい等) を活用し、参加者との交流に繋がる内容であること。

ロ 内容

本業務は、3年間継続して対象地区を支援する予定としていることから、3年間の計画を立てた上で、次の内容を効果的に実施するものとする。なお、2年目、3年目については、当該年度の予算が成立した場合に実施するものであり、本企画提案により決定した受託候補者との契約の継続を約束するものではない。

想定する3年間の地域における事業達成イメージ

	内 容
1年目	<ul style="list-style-type: none">・地域において地域資源の抽出・整理・分析を行い、関係機関と共同しながら、受入れ体制の構築を目指した各種ワークショップ等を行うとともに、地域資源を活用したミドル(※1)体験プログラムを作成した。・研修会を開催し、先進地域の事例による気づきや地域の機運醸成を図った。・体験プログラムの参加者(各地域3～5名程度)を募集した。
2年目	<ul style="list-style-type: none">・ミドル体験プログラムを実施した。・地域において、ミドル体験プログラムを実施した経験を踏まえ、各種ワークショップ等を行い、継続して受入れられるロング(※2)体験プログラムを作成した。・体験プログラムの参加者(各地区3～5名程度)を募集した。
3年目	<ul style="list-style-type: none">・ロング体験プログラムを実施した。・3年間の活動を踏まえ、受入れ体制の構築を図るなど、体験プログラムの継続に向け必要な基盤づくりを行った。

(※1) ミドル：1週間から1か月の程度の中期滞在

(※2) ロング：1か月から数か月程度の長期滞在

(イ) 事前調査

対象地域に対して円滑な支援ができるよう、各地域の地理的要素や歴史的要素、集落人口の推移や産業構造などの基礎情報について、文献などをもとに事前調査を行う。

(ロ) 意向調査

支援対象の地域団体等に対し、地域の現状やこれまでの取組みの経緯、今後のありたい姿などについて、担当者等から丁寧にヒアリング等による意向調査を行うこと。意向調査に当たっては、支援対象の希望を的確に捉え、その後の支援がスムー

ズに行えるようにヒアリングシート等（任意様式）を準備し、調査結果をとりまとめて発注者に共有すること。

(ハ) 地域資源の抽出・整理・分析に向けた支援

くらし体験プログラム（以下「体験プログラム」）の作成に向けて、必要な地域資源（人材・物・なりわい等）を抽出・整理・分析するため、ワークショップの開催など、効果的な方法を提案し各地域2回以上実施すること。

(ニ) ショート※体験プログラム等の視察・分析

対象地域を管轄する市町村において実施している既存の体験プログラム等に1回以上視察・分析し、ミドル・ロング体験プログラムの作成に反映させること。

※ショート：数日間の短期滞在

(ホ) 体験プログラムの企画に向けた支援

上記（イ）～（ニ）で行った調査結果などを踏まえ、体験プログラムを行う時期及び地域資源を活用した企画内容、プログラム参加者との交流方法などを検討するため、ワークショップの開催など、効果的な方法を提案し各地域3回以上実施すること。

また、プログラムの実施に向けた計画（スケジュール）とプログラム案を地域ごとに作成すること。

(ヘ) 研修会の開催

地域活性化の新たな気づきや機運醸成を目的に、本業務の対象地域住民、関係団体及び市町村を対象にした研修会を全体で1回開催すること。

また、会場、時期及び内容は、発注者と協議の上で決定し、研修会場の確保や講師の派遣等を行うこと。

(ト) フォローアップの実施

上記（イ）～（ホ）の支援内容を踏まえ、3年間の支援で自主的、継続的な活動となるように、単年度毎にフォローアップ（本業務における支援内容の振り返り、体験プログラムの受入れ等に向けた重点ポイントの整理、今後想定される課題の洗い出し等）を行い、次年度の活動へ繋げていくものとする。

(チ) 活動報告の作成

支援対象の各地域へ本業務で実施した活動内容を周知するため、上記（イ）～（ト）の内容をまとめた活動報告を作成すること。活動報告は、PDF データ及び、

PowerPoint データまたは Word データとし、業務完了日までに納品すること。また、作成した活動報告は、各地域に配布すること。

(リ) 参加者の募集

体験プログラムの参加者（各地域3～5名程度）を募集するもの。募集に当たっては、自社独自のネットワークや既存のマッチングシステム等の活用など、実効性のある効果的な募集方法を採用すること。

また、事業完了後においても地域で募集等の運営が継続してできるものとする。

(3) 本業務における留意点は次のとおりとする。

イ 本事業は、内閣府の「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）」を財源としており、個人給付の観点より、体験プログラムの参加者等に対する交通費、宿泊費、食費、体験費等は、対象外経費となることから事業予算として計上しないこと。

ロ 業務実施に当たり、発注者と緊密な連絡を取り、円滑な実施に努めること。

また、関係機関との連絡体制については、対象地区を所轄する県地方振興事務所又は地域事務所また市町への連絡については発注者が行い、それ以外の関係する地域団体等や各種団体との連絡及び調整については受注者が行うこと。

5 業務計画

受注者は、委託契約締結後に次に記載する事項を明らかにした業務計画書を速やかに発注者に提出しなければならない。

なお、業務計画書に変更が生じた場合は、速やかに変更業務計画書を提出しなければならない。

- (1) 業務概要
- (2) 業務計画
- (3) 業務の担当者
- (4) 業務の連絡体制
- (5) その他、発注者が指示する書類

6 打合せ

業務の打合せは、業務着手前、業務実施中で主要業務の区切りの時、業務完了時に行うほか、発注者が指示した時に行うものとする。また、発注者へ事業の進捗に係る中間報告を行うこと。ただし、業務の遂行上疑義が生じた場合は、必要に応じて打合せを行うものとする。

2 受注者は、打合せの都度、記録簿を作成し、業務の遂行に支障を生じないよう発

注者の確認を得るものとする。

7 成果品の内容及び数量

成果品は、次のとおりとする。

(1) 業務報告書

名称	規格	部数
電子データ	CD-R	1部
製本	A4 版縦	1部

(2) 活動報告書

- ・規格、仕様：A4版サイズ，カラー両面刷り（短辺綴じ）
- ・印刷枚数：100枚
- ・納品方法：印刷物として100枚を納品するほか、PDFデータを（1）で納品するCD-Rに含めて納品すること。

8 その他

- (1) 成果品の提出期限は、業務契約期日（令和6年3月8日）とするが、その成果品の一部について仮報告を求める場合がある。
- (2) 成果品に関する一切の権利は、すべて発注者に帰属するものとし、発注者の承諾を得ないでの使用や他人に公表・貸与してはならない。
- (3) 本業務の遂行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。
- (4) 本仕様書に定めなき事項又は業務の実施中に疑義を生じた場合は、発注者と協議し、指示を受けるものとする。
- (5) 業務の履行における安全、その他の規律については、関係法令を厳守すること。
- (6) 個人情報保護条例（平成8年度宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。
- (7) 暴力団等の排除について
 - ア この契約の履行期間中に宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行（以下「排除要綱」という）別表各号に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
 - イ 排除要綱別表各号に該当し、本県から指名停止措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱別表各号に該当すると認められる

ときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

ウ この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託させた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、必要に応じて、委託期間の調整、委託期間の延長等の措置を講じる。